

3. 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和元年度北竜町一般会計決算における社会保障施策関連経費への充当状況は、次のとおりです。

(歳入)

・地方消費税交付金（社会保障財源化分） 15,579千円

(歳出)

・地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 361,887千円

【社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国道支出金	町債	その他	うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)		
社会福祉	障がい者福祉事業	71,851	51,857	0	0	19,994	1,572
	高齢者福祉事業	42,434	776	2,800	15,392	23,466	1,845
	児童福祉事業	60,542	42,150	1,400	3,485	13,507	1,062
	母子福祉事業	72	0	0	0	72	5
	その他社会福祉事業	19,804	2,419	6,600	629	10,156	799
	小計	194,703	97,202	10,800	19,506	67,195	5,283
社会保険	国民健康保険事業	20,643	10,679	0	65	9,899	778
	後期高齢者医療事業	46,678	8,143	0	0	38,535	3,030
	介護保険事業	42,207	1,394	0	686	40,127	3,155
	小計	109,528	20,216	0	751	88,561	6,963
保健衛生	医療施策事業	42,777	1,914	4,000	231	36,632	2,880
	母子保健事業	2,696	98	0	1,636	962	76
	疾病予防対策事業	5,766	0	548	2,030	3,188	251
	健康増進対策事業	6,417	221	1,300	3,294	1,602	126
	小計	57,656	2,233	5,848	7,191	42,384	3,333
合計	361,887	119,651	16,648	27,448	198,140	15,579	